

全国大学獣医学関係代表者協議会規約

(名称)

第1条 本会は全国大学獣医学関係代表者協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は大学における獣医学教育・研究の振興をはかることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、獣医師養成に関わる教育組織（獣医学部や獣医学科など）において代表者として選出された教員とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 獣医学教育に関する重要事項につき協議し、関係方面に建議し、あるいは諮問に答申する。
- (2) 獣医学関係大学ならびに学部、学科の連絡調整
- (3) その他必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	全国大学獣医学関係代表者協議会において選出された者1名
副会長	全国大学獣医学関係代表者協議会において選出された者1名
幹事	全国大学獣医学関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会及び私立獣医科大学協議会の会長ならびに副会長
会計監事	国公立大学獣医学協議会及び私立獣医科大学協議会において選出された者各1名

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 幹事は会長、副会長と共に幹事会を組織し、本会の重要事項を協議する。
- 4 会計監事は会計監査を行なう。

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は協議会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の役員に欠員が生じた場合、新たに選任される役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、幹事会で審査し、協議会に諮り、承認する。顧問の任期は協議会で承認された日から2年とする。

(幹事会)

第9条 幹事会は会長が必要と認めるとき随時招集する。

- 2 幹事会の構成員は、国公立ならびに私立大学の協議会の会長・副会長とする。幹事会の議長は、会長とする。
- 3 会長が必要と認めるとき、幹事以外の者を幹事会に同席させることができる。

(協議会)

第 10 条 本会の事業遂行のために次の会議を開く。

- (1) 定期協議会：春秋 2 回
- (2) 臨時協議会：必要に応じ開催する。
- (3) その他の会議：必要に応じ組織し、開催する。
- (4) 協議会には第 3 条で定める会員以外も出席し、意見を述べるができる。

(委員会)

第 11 条 本会の事業遂行のために次の委員会を置く。

- (1) 獣医学教育改善に関わる委員会
 - (2) その他、本会が必要と認めた委員会
- 2 前項に定める委員会の委員の選出方法及び運営等については、別に定める。

(庶務・会計)

第 12 条 本会の事務局は特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構オフィス(東京都文京区湯島 3-20-9 緬羊会館)に置く。

- 2 本会に協議会の庶務及び会計を担当する事務局員若干名を置く。事務局員は会長が指名する。
- 3 本会の運営経費は会費(関係大学あたり年間 100,000 円)による。会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の変更)

第 13 条 本規約の変更には会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則

本規約は、昭和 39 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、昭和 62 年 8 月 25 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 9 月 4 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 10 月 9 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 10 月 6 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 9 月 22 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 12 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 3 月 27 日より施行する。